

特殊法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨)

- 事業の見直し等を中心として - 日本中央競馬会

勧告日 : 平成14年1月18日

勧告先 : 農林水産省

実施時期: 平成12年4月～平成14年1月

【行政評価・監視の背景事情等】

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)に基づき、競馬の健全な発展を図って、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与することを目的として設立された特殊法人。

競馬事業については、売上げが減少する中で、収益と費用の規模とのバランスの確保、事業の一層の効率化等について、点検が求められている状況。

調査対象機関: 農林水産省、日本中央競馬会、関係団体等

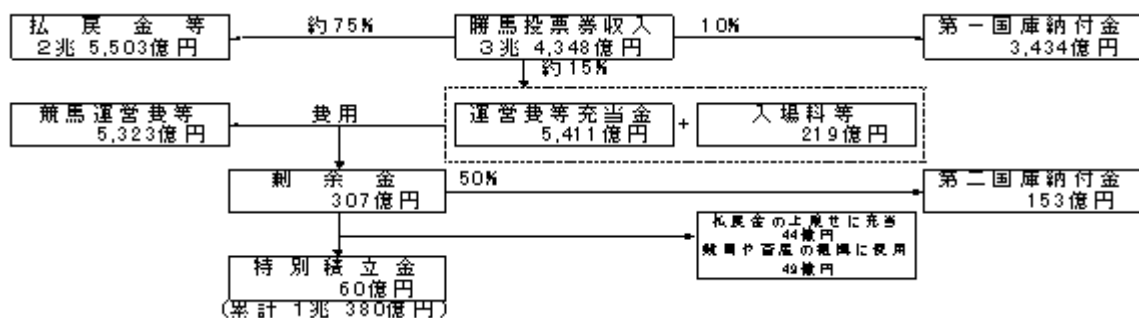
担当部局: 行政評価局、管区行政評価局(5局)、行政評価事務所(2事務所)

【調査結果の概要】

1 財務の現状等

勝馬投票券収入の流れ(平成12年度)

拡大図

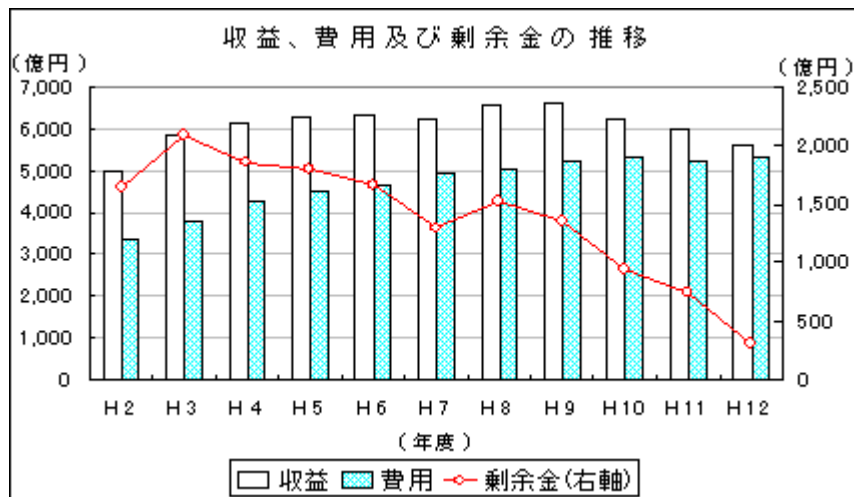
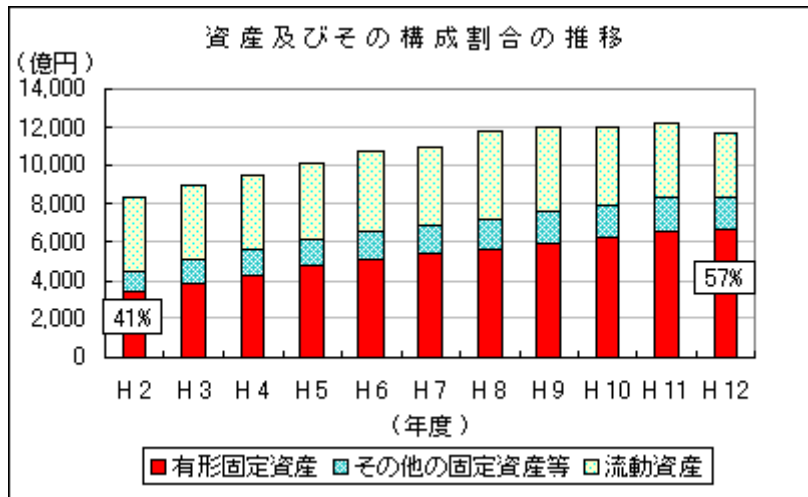


競馬会の資産は、1兆1,695億円。そのほとんどは自己資本である特別積立金に対応。

平成2年度以降、総資産は約3,300億円増加。増加分のほとんど(約3,200億円)が競馬場等の増改築等に投入。有形固定資産の割合は、41%から57%へと増大。

12年度の収益は5,630億円で、ピーク時(9年度6,586億円)に比べ14.5%減少。一方、費用は、上記設備投資に伴い増加し、売上げが減少を始めた後もほぼ横ばい。

剰余金は、平成3年度の2,083億円をピークに減少傾向。12年度には307億円と、ピーク時に比べ85%減少。

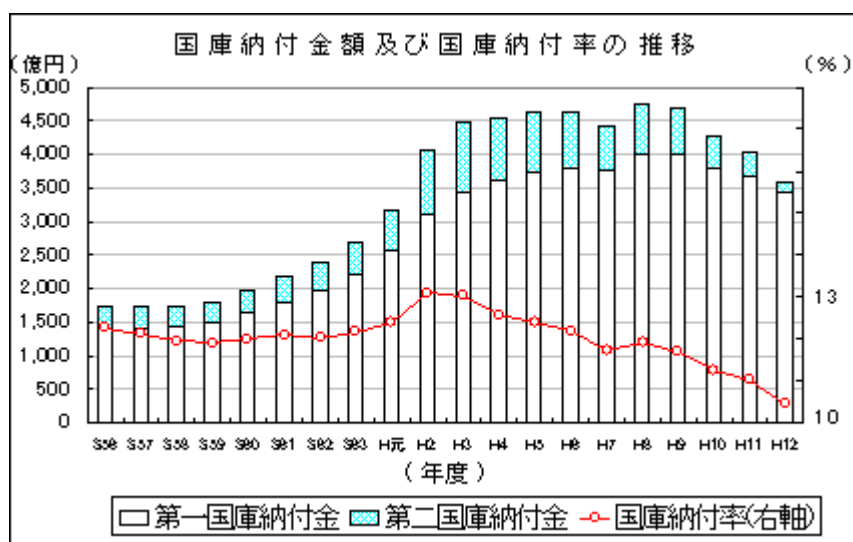


この結果、第二国庫納付金の額が大きく減少。12%から13%で推移していた売
得金に占める国庫納付金総額の割合は、平成12年度には10.4%まで低下。

多額の設備投資が行われた結果、減価償却費等の長期的、固定的な経費が膨
らみ、費用の規模を容易には圧縮しにくい体質に変化。

費用の縮減は、節約によるのみでは自ずと限界。

平成10年度以降の売上高の大幅な落ち込みにより、競馬事業について、収益と
費用の規模との関係の見直し、事業運営に必要な資産の規模についての適切な
評価、事業運営の一層の効率化等が求められている。



（勧告要旨）

競馬会に対し、効率的な事業運営を確保する観点から、勝馬投票券の売上げの現状を踏まえ、現在の費用の構造及び規模について見直しを進めるとともに、これと併せ、競馬事業に必要な資産の規模についての評価を行うよう指導する必要

2 支出の見直し

(1) 経費の節減等

1. 競馬場のスタンドの増改築により、ファン1人当たり面積の拡大など、安全性、快適性等の向上に一定の効果。しかし、売上面では、近年、売上げの減少が続いている。固定的な費用の増加を伴う投資(2,238億円)の効果について吟味することが必要な状況。
2. 機器のリース契約や競馬開催に伴う各種役務契約は、子会社等との取引が大半(リース契約92.7%、役務契約76.0%)。その実態をみると、例えば、総合清掃管理業務の場合、再委託を受けた民間業者が作業を実施。子会社等を介在させる必要性について、更に精査が必要。
3. 競走事業費の支出は、優秀な成績を収めた競走馬の馬主等への傾斜的な配分を通じ、低資質馬を淘汰する「優勝劣敗の原則」の実現が期待されるもの。支出の内容をみると、この原則が厳格に適用されているとは言い難いものや本来の給付の趣旨目的から離れて支給対象の拡大、支給単価の高額化等。

（勧告要旨）

競馬会に対し、以下の措置を講じるよう指導する必要

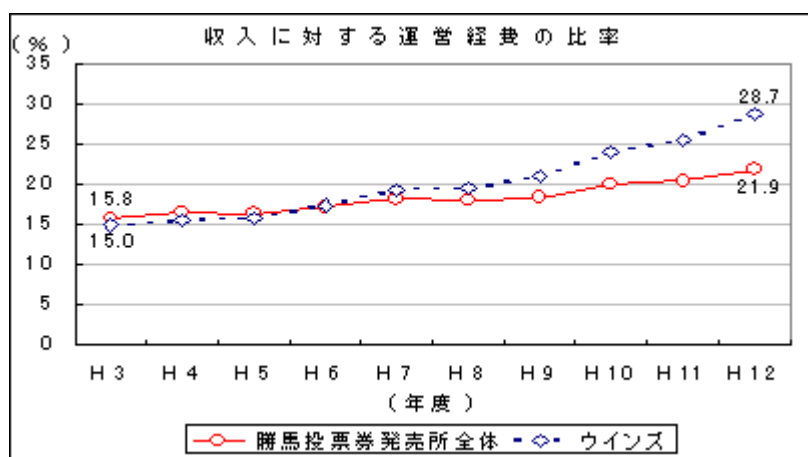
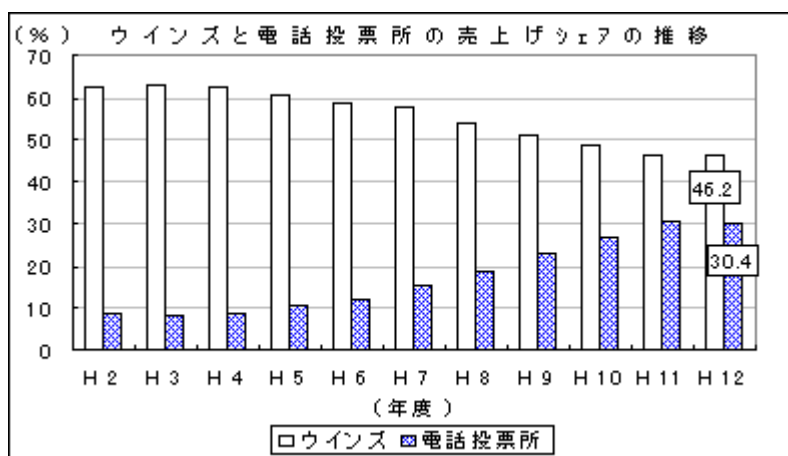
1. 今後の施設整備に当たっては、現行の整備計画の内容について点検し、投資に見合う効果が確保されるようすること
2. 子会社等との間で行われている取引について点検を行い、競馬の公正確保に配慮しつつも、これまで以上に一般競争入札を導入するなど契約の在り方を見直し
3. 競走事業費として支出されている諸経費について、「優勝劣敗の原則」を厳格に適用するなどにより、支出すること及びその額の妥当性を見直し

(2) ウインズの新設抑制と運営の効率化

勝馬投票券発売所別の売上げシェアをみると、ウインズ分が落ち込み、電話

投票分が急増。

勝馬投票券発売所の収入に対する運営経費の比率は、全体として上昇傾向。特に、ウインズの収入に対する運営経費の比率の上昇が相対的に高く、投資効率は低下。



ウインズは、人件費負担が避けられず、かつ、借損料等の多額の固定的経費がかかるため、運営経費の抑制には自ずと限界。

売上げが減少傾向にある状況にあっては、投資効率の一層の低下が避けられない状況。

新設ウインズの収入に対する運営経費の比率は、平均を上回る。

既設のウインズでも、収入に対する運営経費の比率が著しく上昇しているものがあり。

《勧告要旨》

競馬会に対し、1. ウインズの新設については、厳に抑制し、2. 既設のウインズについては、必要に応じ縮小・撤退することを含め、経費の節減を図るよう指導する必要

(3) 抽せん馬制度の見直し

抽せん馬制度は、競馬会の育成業務の一環として、競馬会が購入した軽種馬(サラブレッド)を育成、調教し、配付(売却)を希望する馬主に抽せん配付する制度。軽種馬の生産頭数が少なかった競馬会設立時(昭和29年度)には競走馬資源(出走頭数)の確保に寄与することを期待。

その後、生産頭数は飛躍的に増加。資源確保という当初の意義は乏しくなっている状況。

- ・ 昭和29年度の約1,650頭から、平成12年度の約9,000頭へ
- ・ 中央競馬への出走延べ頭数に占める抽せん馬の割合も大きく低下(平成12年度:2.6%)

業務管理費を含めて抽せん馬制度の損益をみると、毎年度損失が発生(平成12年度:約12億円)。

(勧告要旨)

競馬会に対し、費用の縮減を図るため、存続の意義が乏しくなっている抽せん馬制度について、規模の縮小を含め見直しを行うよう指導する必要

3 その他の勧告事項

以上の他、トレーニング・センターの施設使用料の適正化及び窓口業務の自動化に伴う要員縮減の推進について、勧告。